

(海洋博覧会地区)

別紙4

当公園に入園する車両は、下記の厳守事項及び注意事項を守ること。もし違反した場合は入園許可証を没収し、その車両については今後、入園許可証の再発行はできません。

(公園内車両運行厳守事項)

1. 入園車両は、ゲートで一時停止を行い警備員の検閲（入園許可証の提示等）を得てから入園すること。
2. 所定の入園時間区分内に所定のゲートから出入すること。業務外の不必要な場所に立ち入らぬこと。
3. 公園内の制限速度は、時速20km以下とする。
4. 横断歩道では一旦停止を確実に行うこと。
5. クラクションは、原則として使用を禁止する。
6. 公園内では歩行者優先とする。
7. 歩行者とすれ違う場合や追い越す場合は、歩行者の行動に注意し、十分減速する。
8. 混雑時には、安全確認がとれるまで停止する。
9. 駐停車中のアイドリングを禁止する。
10. 運転中の喫煙や携帯電話の使用を禁止する。
11. 入園中は、許可証を車両前方に明示しなければならない。
12. 許可証の有効期限が切れた時は、直ちに返却し必要に応じ更新手続きをとること。
13. 車両を離れる際には、サイドブレーキを引き、傾斜地等においては車止めを設置すること。

(公園内車両運行注意事項)

1. 園内を走行する際は、公園利用者及び諸施設の安全に細心の注意を払うこと。
2. 公園利用者の快適な公園利用を妨げないよう運転及び作業方法に留意すること。
3. 駐、停車の際は、公園利用者の妨げにならないよう配慮すること。

園路車両通行規制について

国営沖縄記念公園海洋博覧会地区

(凡例)

○通行可能区域



園内を車両で走行する事が可能な区域

※本区域内において、緊急の場合を除きパトランプ又は警告灯(ハザードランプ)を点灯させることを禁止する。

○通行規制区域



園内における車両走行を制限(規制)する区域

※電気遊覧車、公園パトカー、公園マイクロバス、緊急車両については通行可能とする。

※園内施設、設備の管理・補修、塵芥回収、植栽管理、緊急を要する納品などに係る作業用業務作業について、その走行を認める。ただし、来園者の往来が激しいときの走行については、パトランプもしくは警告灯(ハザードランプ)を点灯させて周囲に十分注意を払うこと。

○通行禁止A区域



園内における開園時間内の車両走行を禁止する区域

※電気遊覧車、公園パトカー、公園マイクロバス、緊急車両については通行可能とし、その他の車両においては、

開園時間内の本区域への侵入を禁止する。

○通行禁止B区域



園内における車両走行を禁止する区域

※緊急車両については通行可能とし、その他の車両においては本区域内への進入を禁止する。

